

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定通知書の見方

★通知書は3枚に分かれています。通知書のほかに納付書を同封しております。

【通知書の記載内容】

- 1枚目…徴収方法、金額、納期限等
- 2枚目…所得金額、所得控除の内訳
- 3枚目…税額の内訳

※課税(賦課)の根拠など詳しい内容は、1~3枚目の裏面をご確認ください。

【納付書】

- 個人ごとに送付枚数が異なります。
- 口座振替をご利用の方は、納付書は入っていません。納税通知書兼税額決定通知書の2枚目右上部に引落とし口座等が記載されています。

★ホームページ・電話で問い合わせる場合

1~3枚目の右上に記載の「区」と「通知書番号」をお知らせください。

| | | | |
|----|---|-------|------|
| 年度 | 区 | 通知書番号 | 組合番号 |
| | | | |

1枚目(徴収方法、金額、納期限等)

今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

年税額のうち、給与から差し引かれる税額です。

令和5年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和6年度仮特別徴収税額として、令和6年4月・6月・8月に引落します。この仮特別徴収税額が、令和6年度税額より多くなる場合には、速やかに還付します。なお、市県民税、固定資産税、軽自動車税等の未納の徴収金がある場合は、還付せず充当し(森林環境税の場合は委託納付に充て)ます。

今回の納税通知書で納付していただく金額を4期に割り振っていますので、納期限までに納付してください。(一括納付用の納付書も同封しています。)

令和6年度の年金所得にかかる年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を令和6年10月・12月・令和7年2月に割り振って引落します。

所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額は普通徴収の第1期分から順に充当し(森林環境税の委託納付に充て)ます。充当することができなかった部分の金額は、6月末頃還付の予定です。なお、市県民税、固定資産税、軽自動車税等の未納の徴収金がある場合は、還付せず充当し(森林環境税の場合は委託納付に充て)ます。

| 年 税 額 | |
|------------------------------|---|
| 給与からの特別徴収税額 | ① |
| 公的年金からの特別徴収税額 | ② |
| 普通徴収税額(①-②-③) | ④ |
| 納付済額又は前の通知書で納める税額 | ⑤ |
| 所得割額より控除できなかった配当割額・株式等譲渡所得割額 | ⑥ |
| ⑥のうち普通徴収税額への充当・委託納付額 | ⑦ |
| この納付書で納める税額(④-⑤-⑦) | ⑧ |

| 公的年金からの特別徴収(引落とし)税額 | |
|---------------------|---------|
| 仮特別徴収税額 | ③ |
| 令和6年4月 | 令和6年10月 |
| 令和6年6月 | 令和6年12月 |
| 令和6年8月 | 令和7年2月 |

| この納税通知書で納める税額(普通徴収) | | | | |
|---------------------|-------|----------|-------|------------|
| 期別 | 各期の税額 | 充当・委託納付額 | 差引納付額 | 納期限 |
| 第1期 | | | | 令和6年7月1日 |
| 第2期 | | | | 令和6年9月2日 |
| 第3期 | | | | 令和6年10月31日 |
| 第4期 | | | | 令和7年1月31日 |

あなたが来年度も引き続き公的年金を受給される場合に、令和6年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを令和7年度仮特別徴収税額として、令和7年4月・6月・8月に引落します。

2枚目(所得金額や所得控除の内訳)

課税明細【1】

ふるさと納税を含む寄附金税額控除額がある場合は内訳を記載しています。

● 所得金額①の内訳(それぞれの所得区分に応じた所得金額を記載しています)

| 所得区分 | 所得金額 円 | 所得区分 | 所得金額 円 |
|----------|--------|---------|--------|
| 総所得金額の内訳 | | 短期譲渡 | |
| 営業(等) | | 一般 | |
| 農業 | | 軽減 | |
| 不動産 | | 長期譲渡 | |
| 利子 | | 一般 | |
| 配当 | | 特定 | |
| 給与 | | 軽減 | |
| 雑(年金所得等) | | 株式等 | |
| 総合譲渡一時 | | 譲渡 | |
| 雑・雑損越損失 | | 上場 | |
| 小計 | | 非上場 | |
| 山林・退職所得 | | 上場配当 | |
| 給与収入 | | 繰越損失 | |
| 公的年金等収入 | | 先物取引 | |
| | | 雑所得 | |
| | | 繰越損失 | |
| | | 条約利子・配当 | |

例)

| | |
|-------------|---------------|
| 寄附金税額控除額 | 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円 |
| ふるさと特例控除額 | 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円 |
| ワンストップ特例控除額 | 市 〇〇〇円 県 〇〇〇円 |

所得とは、売上等の収入金額からその収入を得るために必要な経費を差し引いた利益の部分の金額です。給与や年金収入の場合には、収入金額に応じて給与所得控除等の必要経費相当額を控除し、所得金額を求めます。

● 所得控除額②の内訳

| 所得控除区分 | 所得控除額 円 |
|----------|---------|
| 基礎 | |
| 障害者 | |
| 寡婦等 | |
| 勤労学生 | |
| 配偶者・扶養 | |
| 配偶者特別 | |
| 雑損 | |
| 医療費 | |
| 社会保険料 | |
| 小規模企業共済等 | |
| 生命保険料 | |
| 地震保険料 | |
| 所得控除額計 | |

● 人的控除の内訳

| 区 分 | 内 訳 |
|------|-----------------------|
| 基礎 | |
| 本人障害 | 特別障害 他 |
| 寡婦 | |
| ひとり親 | |
| 勤労学生 | |
| 配偶者 | 老人 他 |
| 扶養 | 同居老親 老人 特定 他 |
| 扶養障害 | 同居特障 特別障害 他 |

● 課税標準額③ (①-②)

| 総所得 | 山林・退職所得 | 短期譲渡所得 | 長期譲渡所得 | 株式/配当/先物所得 | 条約利子・配当所得 |
|-----|---------|--------|--------|------------|-----------|
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

※「株式/配当/先物所得」は、株式等の譲渡所得、上場株式の分離配当所得、先物取引所得を合算して表示しています。

市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除金額と異なる場合があります。扶養控除などの人的控除額の違いは、通知書3枚目の裏面を参照してください。

3枚目(税額の内訳)

1,000円未満の端数は切捨てています。

● 税額の内訳

| 内 訳 | (円) | 市民税 (円) | 県民税 (円) |
|-------------|-----|---------|---------|
| 課税標準額 | | | |
| 総所得金額 | | | |
| 山林・退職所得金額 | | | |
| 短期譲渡所得金額 | | | |
| 長期譲渡所得金額 | | | |
| 株式等/配当/先物所得 | | | |
| 条約利子・配当所得 | | | |
| 税額控除前所得割額 | | | |
| 税額控除額計 | | | |
| 税額控除後所得割額 | | | |
| 均等割額 | | | |
| 減免税額(コード) | | | |
| 差引税額(⑤+⑥-⑦) | | | |
| 森林環境税額 | | | |
| 年 税 額 | | | |

今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

課税標準額③にそれぞれの税率を乗じて求めた所得割額に税額控除額②を控除した後の金額です。(100円未満の端数切捨て)

● 税額控除額⑤の内訳

| 区 分 | 市民税 (円) | 県民税 (円) |
|--------|---------|---------|
| 調整 | | |
| 配当 | | |
| 住宅借入金等 | | |
| 寄附金 | | |
| 外国税額 | | |
| 配当割戻額 | | |
| 所得割調整 | | |
| 合計 | | |

● 減免について
減免コードを記載しているときは、市県条例に定める軽減をしています。

| コード | 説 明 |
|-------|---|
| 31 | 所得割が非課税になっています。 |
| 61 63 | 寡婦、ひとり親、障害者、未成年者に該当し、一定の所得要件を満たす方については所得割額及び均等割額を5割減額しています。 |
| 64 67 | |
| 41 | 所得が軽減された方について、申請にもとづき減額しています。 |

「定額減税控除済額」は、実際に減税した金額を示しています。
「控除外額」は、定額減税の仕組みに基づき計算した減税上限額に対し、減税しきれなかった金額を示しています。
税額控除額の合計⑤には、定額減税控除済額を含んで表示します。ただし税額控除額⑤の内訳の区分には定額減税控除済額の欄と金額は表示されません。